

門真市水道事業ビジョン策定業務

仕 様 書

令和7年1月

門真市環境水道部

第1章 総 則

(目的)

第1条 本市水道事業では、将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な経営の基本計画として、平成29年3月に門真市水道事業ビジョンを策定し、令和4年3月には、事業環境の変化に対応するため中間見直しを実施した。しかしながら、人口減少による給水収益の減少や老朽化施設の増加、近年の資材価格高騰等により、今後の事業を取り巻く環境はより一層厳しさを増している状況となっている。

こうした事業環境下にあっても、水道事業を構成する本市水道事業を未来へ持続させ、ライフラインとしての水道の使命を果たすため、計画期間の満了を迎える「門真市水道事業ビジョン」、さらに水道事業を構成するあらゆる資産を定量的かつ合理的に維持運営するための「アセットマネジメント（資産管理）」の策定を行うことを目的とする。

(業務概要)

第2条 本委託業務の概要は、以下のとおりである。

委託名	門真市水道事業ビジョン策定業務
実施場所	門真市内全域
委託期間	契約締結日から令和9年3月31日まで
対象事業	門真市水道事業
委託内容	(1)水道事業ビジョン策定業務 (2)アセットマネジメント策定業務 (3)水道料金改定計画策定業務 (4)経営審議会運営支援業務 (5)その他
給水人口	116,836人（令和6年4月1日現在）

(適用範囲)

第3条 本一般仕様書（以下「本仕様書」という。）は、門真市環境水道部（以下「発注者」という。）が実施する「門真市水道事業ビジョン策定業務（以下「本業務」という。）に適用する。ただし、特別な仕様については、各章における業務内容による

こと。

(費用の負担)

第4条 本業務の実施及び検査等に伴う必要な費用は、本仕様書に明記のないものであっても、原則として受注者の負担とする。

(法令等の遵守)

第5条 受注者は本業務の実施にあたり、関連する法令等を遵守すること。また、総務省通知「公営企業の経営に当たっての留意事項について」及び「経営戦略の策定推進について」等に準拠して行うこと。

(中立性の保守)

第6条 受注者は、常に中立性を保持するよう努めること。

(秘密の保持)

第7条 受注者は、本業務の処理上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。これは契約の終了又は解除後も同様とする。また、成果品（業務の過程で得られた記録、各種情報等を含む。）を発注者の許可なく第三者に公表、閲覧、複写、貸与、譲渡若しくは無断使用してはならない。

(技術者の配置)

第8条 受注者は、管理技術者、照査技術者及び担当技術者をもって、秩序正しく業務を行わせること。

2 管理技術者及び照査技術者については、本業務の特質を考慮し、公営企業会計について専門的知識を有する技術者を配置すること。

3 管理技術者は、受注者と直接雇用関係を有する者であり、5年以上の実務経験及び平成31年4月1日以降に、アセットマネジメントと水道ビジョン（料金改定の検討を含む。）が一体となった業務の業務実績を有する、地方公営企業会計制度に精通した公認会計士（総務省・地方公共団体金融機構 地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業に登録されているアドバイザー）を配置すること。また、アセットマネジメントに関しては、「水道事業におけるアセットマネジメント（資産管理）に関する手引き」（平成21年7月7日厚生労働省公表）による検討手法の目標水準において、更新需要見通しの検討手法－タイプ3以上、かつ財政収支見通しの検討手法－タイプC以上の実績を有すること。

4 照査技術者は、受注者と直接雇用関係を有する者であり、本業務に関する適切な

資格を保有し、5年以上の実務経験を有し、平成31年4月1日以降に同種業務の経験を有する者を配置すること。

- 5 担当技術者は、水道事業に精通し、本業務に関する適切な資格を保有し、平成31年4月1日以降に同種業務の経験を有する者を配置すること。
- 6 管理技術者は、業務の全般にわたり技術的管理を行うこと。
- 7 技術者は、本仕様書等に基づき、適正に業務を実施しなければならない。
- 8 管理技術者と照査技術者の兼任及び担当技術者と照査技術者の兼任は不可とする。
- 9 照査技術者及び担当技術者にあつては、複数名配置することができる。

(照査)

第9条 受注者は本業務を遂行するうえで技術資料等の諸情報を活用し、内容、妥当性等について、十分な比較検討を行うことにより、業務の高い質を確保することに努めるとともに、照査を実施し、提出図書に誤りがないよう努めなければならない。

(打合せ)

第10条 業務の過程において、重要な事項は事前に発注者と打合せを行い、発注者が指示する期限までに議事録を提出すること。

- 2 前項の打合せにおいて、業務着手時及び主要な打合せには、管理技術者が出席すること。

(関係官公庁等との協議)

第11条 受注者は、関係官公庁等と協議を必要とするとき又は協議を受けたときは、誠意をもってこれにあたり、その内容を遅滞なく発注者に報告すること。

(疑義の解釈)

第12条 本仕様書に定める事項について、疑義が生じた場合又は仕様書に定めのない場合は、発注者と受注者で協議のうえ、定めること。

第2章 委託業務一般仕様

(業務の遂行)

第13条 受注者は、本業務に必要な資料収集等について十分調査し、業務の遂行に支障のないようにしなければならない。また、本仕様書に明記されていなくとも、本業務遂行上当然必要となるものについては、受注者の責任において実施すること。

(業務提案)

第14条 本業務を実施するにあたり、本業務の目的を達成するために必要となる作業及び打合せ等のサポートを行うことのほか、本市の現状に応じた有益な提案を行うこと。

(提出書類)

第15条 受注者は、業務の着手及び完了にあたって、発注者の契約約款の定めるもののほか、下記の書類を提出すること。なお、承諾された事項を変更しようとする時は、その都度発注者の承諾を受けなければならない。

- (1) 業務着手届
- (2) 業務工程表
- (3) 管理技術者・照査技術者・担当技術者の選任届
- (4) 業務経歴書及び資格証明書
- (5) 業務計画書
- (6) 成果品
- (7) 業務完了届
- (8) 請求書

(検査)

第16条 発注者は前条の業務完了届を受理したときは、速やかに本業務の完了確認のため、検査を行うこと。なお、検査に要する費用は受注者の負担とする。受注者は検査の結果不合格となり、補正を命じられたときは、遅滞なく当該補正を行い、再検査を受けなければならない。

(資料)

第17条 受注者は、本業務の計算根拠及び資料等を全て明確にし、整理して発注者に提出すること。

(参考資料の貸与)

第18条 受注者は、本業務の遂行上必要がある場合は、発注者の所有する資料の貸与を要請することができる。

2 発注者は、受注者から前項により資料の要請があり、その必要性を認める場合は、要請された資料を貸与すること。

3 発注者から貸与される資料について、受注者は必ず借用書を提出し、資料の汚損、滅失及び盗難等の事故がないように取り扱い、使用後は速やかに返却すること。万一汚損、滅失及び盗難等が発生した場合は速やかに発注者に報告し協議のうえ、受注者の責任において修復して返却すること。

4 受注者は、貸与された資料を他の目的に使用してはならない。

(参考文献等の明記)

第19条 業務に文献その他の資料を引用した場合には、その文献、資料名を明記すること。

第3章 水道事業ビジョン策定業務

(業務の目的)

第20条 本章業務では、次章から第6章までの業務を踏まえ、門真市水道事業ビジョンの策定を行うために必要な支援を行うことを目的とする。

(業務概要)

第21条 本章業務では、本市水道事業が令和4年3月に改定した「門真市水道事業ビジョン(改定版)」に対して総合的な見直しを実施し、「門真市水道事業ビジョン」を策定する。また、本市水道事業では、門真市水道事業ビジョンを経営戦略と位置付けていることから、経営戦略策定に係る要件を満たすものとして策定すること。

なお、計画期間にあつては、令和9年度から令和18年度までの10年間とする。

(見直しにあつての現状評価及び課題の整理の補助)

第22条 発注者からの指示に基づき、前改定から現在までに生じた水道事業に関連する法令改正、社会情勢の変化及び現行の門真市水道事業ビジョンの進捗状況を踏まえたうえで、厚生労働省の「水道事業ビジョン」作成の手引き及び(公社)日本水道協会が作成した水道事業ガイドラインの業務指標、総務省の「経営戦略策定・改定マニュアル」を参照し、本市水道事業の現状分析及び評価、現状における課題の整理に係る業務を補助すること。

また、業務指標(数値化)では表現できない事項についても、同様に現状評価及び課題の整理に係る業務を補助すること。

(有収水量予測に係る支援)

第23条 受注者は、発注者との協議に基づき、今後30～40年間の有収水量・料金シミュレーションの予測を実施すること。シミュレーションは最低でも3パターンの検討を行うこと。

(投資・財政計画策定支援)

第24条 受注者は、発注者との協議に基づき、第4章アセットマネジメント策定業務にて算定した、更新需要の算定結果及び前条にて算定した、有収水量予測を反映した投資・財政計画(収益的収支、資本的収支、資金収支、資金残高)を算定すること。

なお、収支見通しの期間は今後30～40年間とし、収支見通しの算定にあつては、

物価・賃金上昇等の状況を踏まえたうえで、現状の料金水準を将来据え置く場合（料金据置ケース）と、財政収支の健全性を確保するための財源確保策（料金改定等）を検討する場合（財源確保ケース）、複数のケースでシミュレーションを行い、現在の料金水準や起債水準の妥当性を確認するとともに、更新に必要な財源確保方策（料金改定、損益勘定留保資金の確保等）の検討を行うこと。

（新たな施策検討に係る支援）

第25条 受注者は、有収水量予測及び投資・財政計画を踏まえて、新たな施策（業務改善策、デジタルの活用（DX）、GX等）の再検討の要否に関する助言を行う。

（経営目標設定に係る支援）

第26条 有収水量予測及び投資・財政計画を踏まえて、資金残高や企業債残高等の経営目標の設定に係る支援を行う。なお、経営目標の設定については、投資・財政計画のシミュレーション結果だけでなく、国等で示されている一般的な水準や類似団体の水準等も考慮に入れたうえで目標数値を設定すること。

（原価計算表作成に係る支援）

第27条 総務省の「経営戦略策定・改定マニュアル」における原価計算表の作成を支援する。なお、原価計算表の作成にあたっては、（公社）日本水道協会の「水道料金算定要領」及び「水道料金改定業務の手引き」を参考に作成すること。

（水道事業ビジョンの検討に係る附属機関の運営に係る支援）

第28条 受注者は、発注者からの指示に基づき、第6章に記載する附属機関（門真市上下水道事業経営審議会）において調査・審議を行うため、附属機関運営に必要な資料の作成を行う。

第4章 アセットマネジメント策定業務

(業務の目的)

第29条 本章業務は、門真市水道事業ビジョンを策定するにあたって、安定的な水道事業の経営を継続させるために、中長期的な視点に立ち、水道施設のライフサイクル全体にわたって効率的かつ効果的に水道施設を管理運営する組織的な実践活動としてのアセットマネジメントを策定することを目的とする。

(業務対象施設)

第32条 本章業務の対象となる水道事業を以下に示す。対象となる施設は、水道事業の送水施設・配水施設等全ての施設を対象とする。

水道事業の名称	計画給水人口 (人)	一日最大給水量 (m^3 /日)	一日平均給水量 (m^3 /日)
門真市水道事業	151,130	39,260	34,761

(アセットマネジメント検討レベル)

第33条 「水道事業におけるアセットマネジメント(資産管理)に関する手引き」(平成21年7月7日厚生労働省公表)による検討手法の目標水準は以下のとおりとする。

- ・更新需要見通しの検討手法－タイプ4(詳細型)
- ・財政収支見通しの検討手法－タイプD(詳細型)

(業務内容)

第34条 本業務は以下の各号に掲げる業務を基本とするが、本業務を実施するにあたり、本業務の目的を達成するために必要となる作業及び打合せ等のサポートを行うことのほか、当市の現状に応じた有益な提案を行うこと。

(1) 必要情報の整理に係る支援

資産台帳等をもとに、過去の投資の実績、資産の取得年度、帳簿原価等、検討に必要な情報を整理し、資産の現状を把握する。

(2) 健全度及び更新需要の算定に係る支援

更新事業を全く行わなかった場合、資産の健全度が将来どの程度低下していくか、老朽化が将来どの程度進むかを把握する。

また、法定耐用年数で更新した場合等の更新需要のピーク時期やその規模を踏まえつつ、時間計画保全に基づき重要度や更新の優先度を勘案した更新基準(更新時

期)を設定し、将来の更新需要の算定を行う。

(3) 更新需要の算定結果を投資・財政計画へ反映

第2号で算定した更新需要の算定結果を第24条にて作成する投資・財政計画へ反映し、将来(今後30~40年間)の財政収支見通しを検討する。

(検討結果のとりまとめ)

第35条 アセットマネジメントの実践成果について、水道施設の健全度の推移や財政状況の推移等を吟味して、水道事業の持続可能性の観点から、その妥当性を確認すること。

また、これらの検討結果をとりまとめるとともに、今後のアセットマネジメントの運用における課題や方向性を示し、現在の資産管理水準を自己採点し、今後改善すべき事項を抽出すること。

(関連計画との調整)

第36条 本章業務と別途発注する「門真市水道事業基本計画改定業務」とは密接に関連しているため、当該改定業務の概算事業費等の財政計画データを基に、アセットマネジメント策定を実施すること。

第5章 水道料金改定計画策定業務

(現状把握及び課題の整理に係る支援)

第37条 料金の状況について決算数値及び料金関係資料や他都市の事例等をもとに分析し、課題を整理する。なお、分析内容は以下のとおりとする。

- ・他都市の事例調査
- ・各種経営指標
- ・料金収入（用途別・使用水量別）の状況
- ・給水原価及び供給単価の状況
- ・料金水準及び料金体系の現状と課題

(料金水準の検討に係る支援)

第38条 受注者は、(公社)日本水道協会の「水道料金算定要領」に基づき、料金算定期間の各収支科目の見通しを踏まえて、総括原価を算定する。なお、料金算定期間は、3～5年程度とするが、発注者と協議により決定すること。

(料金体系の検討に係る支援)

第39条 受注者は、総括原価を需要家費、固定費、変動費の3費目に分解し、設定した基準により準備料金及び水量料金に配賦し、個別原価に基づく料金体系の検討を行う。また、検討にあたっては条件変更により数ケース算出し比較検討を行うこと。

(料金表の検討に係る支援)

第40条 受注者は、発注者との協議に基づき、第37条から前条までの検討を踏まえて、新たな料金表の検討を行う。また、検討にあたっては条件変更により数ケース算出し比較検討を行うこと。

(料金改定の検討に係る附属機関の運営に係る支援)

第41条 本業務は、次章に記載する附属機関（門真市上下水道事業経営審議会）において調査・審議を行うため、附属機関運営に必要な資料の作成を行うこと。

第6章 経営審議会運営支援業務

(付属機関運営に係る支援業務)

第42条 水道事業ビジョン策定業務及び水道料金改定計画策定業務については、審議会にて調査・審議を行うため、審議会運営に係る次の各号に掲げる事項を実施すること。

- (1) 審議会資料の作成（ホームページ用の簡易な概要資料作成も含む。）
- (2) 審議会における発注者が指示する資料の説明
- (3) 審議会の全文筆記議事録及び議事概要の作成（各審議会終了から2週間以内）
- (4) 審議会終了後に必要となる事後資料の作成（審議内容のとりまとめ等）
- (5) その他審議会運営に必要な事項

2 審議会は6回程度開催する予定とし、主な審議内容は概ね次の①から⑥に掲げる事項とする。

①概要、振返り、課題整理②ビジョン案提示③投資・財政計画の提示④料金改定案提示⑤ビジョン、投資・財政計画修正案提示⑥答申
--

3 審議会での議事録及び審議会で作成する資料等は、ホームページ等で公開するため、議事録及び資料等の作成に際しては、「見える化」に十分留意し、わかりやすく作成すること。

第7章 その他

(議会説明資料及び市民説明資料の作成)

第43条 受注者は、発注者の指示に基づき、各業務において、検討結果をもとに、議会説明関係及び市民説明用資料を作成すること。

- 2 議会、市民及び使用者等に対してその意義、内容等をわかりやすく説明し、理解を得ることが必要であることから、「平易な表現」、「用語集などによる補足説明」、「図表の活用」、「要点を簡潔に整理」といった点を考慮のうえ、議会、市民及び使用者等にわかりやすい資料としてとりまとめること。

(成果品に係る基本事項)

第44条 成果品の作成にあたっては、編集方法・製本形式等についてはあらかじめ発注者と協議を行うこと。

(成果品の構成)

第45条 提出すべき成果品とその部数については、以下のとおりとする。

- | | |
|-------------------------------|-----|
| (1) 門真市水道事業ビジョン (A4タテ版冊子) | 60部 |
| (2) 門真市水道事業ビジョン概要版 (A4タテ版冊子) | 60部 |
| (3) アセットマネジメント報告書 (A4) | 20部 |
| (4) アセットマネジメント概要版パンフレット (A4) | 20部 |
| (5) 料金改定資料データ | 1式 |
| (6) 上記書類の電子データ (CD-R等) | 1式 |
| (7) ホームページ公開用PDFデータ (本編・概要版) | 1式 |
| (8) 打ち合せ議事録 | 1式 |
| (9) 附属機関議事録 (録音機による録音データを含む。) | 1式 |
| (10) その他、発注者が支持するもの | 1式 |

- 2 各業務は密接に関係し、各業務の進捗が相互に関係することから、別紙「門真市水道事業ビジョン策定及び水道料金改定スケジュール(案)」に基づき遅滞なく行うこと。また、スケジュールについて、より良い案がある場合は、提案を行うこと。

3 成果品は、各業務において発注者の指定する日までに提出を行うこと。

4 電子データの提出の際には、ウイルスチェックを実施すること。

5 受注者は本業務完了後であっても、成果品に対する瑕疵が発見された場合には、

発注者の指示に基づき成果品の訂正をすること。なお、これに関わる費用は受注者の負担とする。

- 6 成果品の管理及び帰属は全て発注者に属するものとし、受注者は成果品または資料等を第三者に公表してはならない。ただし、発注者の承認があった場合はこの限りではない。

(準拠すべき図書及び基準書)

第46条 業務は、水道法、水道法施行令、水道法施行令規則、その他関係する法令を順守するとともに、前条までにあげた図書及び基準等においては最新版に準拠して行うこと。

なお、その他の図書に準拠する場合はあらかじめ発注者と協議のうえ承諾を受けるとする。